

安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進について

不安定な水源

- 水源施設が未完成なために河川流量に余裕のある時にしか取水できない**不安定な水源**がある

課題

水源の危機

- 林業の衰退、山村の過疎化等により、**森林の荒廃**が進み水源涵養機能が低下
- ダムへの土砂流入により、堆積土砂の問題が深刻化！



未完成の水源施設

水循環基本法

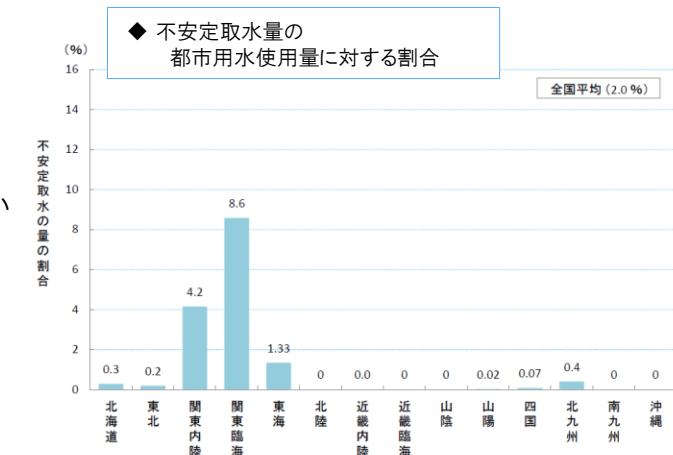
- ・地下水を含む水を**「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」**と法的に位置付ける(平成26年)

-基本理念(第3条 抜粋)-

- ① 健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない
- ② 全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない
- ③ 健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない
- ④ 流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない
- ⑤ 水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない



水循環基本法の趣旨を踏まえ、水源の危機に対して効果的なアプローチを！



(国土交通省水資源部調べ)

・不安定取水量は、不安定取水を安定させるために確保すべき水量として計上 (2023年12月末現在)

・都市用水使用量は、2020年値 (取水量ベース)

水循環基本法の趣旨を踏まえ、

- ・ダムにおける堆積土砂対策事業に対する国庫補助制度を復活すること **〔要望事項(1)〕**
- ・豪雨災害等で治水効果を発揮したダムについては、治水・利水の用途に関わらず**ダムにおける堆積土砂の対策事業に対する財政支援措置**を講じること **〔要望事項(1)〕**
- ・流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する堆積土砂対策事業については、交付金制度の明確化等を図り、さらなる施策推進に向けた措置を講じること **〔要望事項(2)〕**
- ・水道水源内における森林保全のため、関係機関と連携した森林保全を促進すること **〔要望事項(3)〕**

